

令和7年3月22日

各地区柔道連盟会長 殿

山形県柔道連盟

会 長 黒 田 一 彦《公印省略》

「全柔連公認A・B・Cライセンス審判員講習会」及び「全柔連公認Cライセンス審判員試験」の開催について（ご案内）

日頃より本県柔道連盟の運営各般にわたり、格別なるご理解ご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、最新の審判規定を確認することにより、より充実した審判活動となるよう、当該所属審判員及び指導者の積極的な参加について、よろしくお取り計らいお願いいたします。

また、Cライセンス新規取得は、講習会及び試験（筆記・実技）を受ける必要がありますので、貴下所属柔道指導者等に周知方お願いいたします。

記

1 開催目的

- （1）県内審判員の技術及び資質の向上を図る。
- （2）新規Cライセンスの取得

2 開催日時

（1）講習会（A、B及びCライセンス）

令和7年4月13日（日）

午前9時30分時から午後1時30分まで（受付9：00～）

＊ 講師の先生のご都合により、昼食休憩を取らないで行います（ご了承お願いいたします。）。

（2）Cライセンス試験

令和7年4月20日（日）

午前10時00分時から（受付9：30～）

3 講習会・試験開催場所

三友エンジニア体育文化センター（上山体育文化センター）

エコーホール（講習会）及び武道場（Cライセンス試験）

〒999-3241 山形県上山市けやきの森2番1号

TEL：023-673-2288

4 受講対象者 公認（A・B・C）ライセンス審判員及び柔道指導者

5 受講及び試験料

（1）受講料

ア Aライセンス審判員

2, 500円 (全柔連登録費は含みません。)

*当日徴収します (受講料には、資料代が含まれます。)。

イ B・Cライセンス審判員及び新規取得者の講習料

2, 000円 (全柔連登録費は含みません。)

*大学生は無料

*当日徴収します (受講料には、資料代が含まれます。)。

(2) Cライセンス試験：1人 1, 000円 当日徴収します。

*Cライセンス取得者は、講習及び試験（2日間）を受ける必要があります。

6 講師

全日本柔道連盟審判委員会委員

S 審判員 岡田保彦先生(警視庁師範)

7 講習内容

(1) 柔道審判規定変遷の歴史

(2) 柔道審判員に必要な見識

(3) 柔道審判員に求められる心得・知識・スキル(救急措置、コンプライアンス教育も含む)

(4) 現行国際柔道連盟試合審判規定

(5) 国内における「少年大会特別規定」

(6) 講道館柔道試合審判規定

(7) 全日本柔道連盟 公認審判員規程並びに公認審判員制度運用規則

(8) 2025-2028 国際柔道連盟試合審判規程の変更点について

8 携行品

筆記用具等

9 申込み方法

(1) 「Judo-Member」での申込み

インターネットの「Judo-Member」に本講習会及びCライセンス試験の案内を掲載しますので、各自ログインして「Judo-Member」上から申込みを行ってください。

***全柔連に審判ライセンスの登録料を納めた者のみが申込み可能です。**

(2) 各地区柔道連盟事務局からの申込み

上記(1)による申込みが不可能な場合、各地区柔道連盟事務局は、別添「審判員研修会出席者名簿」を記載の上、令和7年4月5日(土)まで、郵送・FAXもしくはメールにて、本連盟事務局(下記申込先)まで申込み願います。

なお、スポ少等の団体の申込みは受け付けませんので、必ず所属の地区柔道連盟に申し込んでください。

山形県柔道連盟HPに、本案内・申込みフォームを掲載するので、ご活用願います。

「Judo-Member」のURL：<https://judo-member.jp>

10 その他

「公認審判員制度運用規則」で、

○ Sライセンス審判員：審判員更新講習会を毎年受講すること

2年間に1度以上試合の審判に携わること

○ A～Cライセンス審判員：審判員更新講習会を毎年受講すること

試合の審判に携わるよう努めることとされています。

【各地区柔道連盟による申し込み先】

〒990-2161 山形県柔道連盟事務局長 開 沼 敏 行

TEL：090-1064-8824 FAX：023-645-2149

e-mail：tqsm087@ybb.ne.jp（事務局あて）